No 1 4 3 3 2010年5月29日 JR東海労働組合

用制限に対し申し入れ!

乗車証利用制限の理由を具体的に明らかにせよ!

JR他社の在来線改札口及び新幹線乗 換改札口での職務乗車証等の利用について、新た な制限を加える内容を職場で説明しています。

しかし、職務乗車証の利用制限の、6月1日実 施はあまりにも性急です。全社員への周知徹底が 難しいことから実施を遅らせるべきです。

さらに、IR他社の在来線から新幹線への乗換

JR東海労申第36号 2010年5月28日

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労働組合 中央執行委員長





職務乗車証等の利用制限に関する申し入れ

一部の職場において、「職務乗車証等の利用制限について」と題する掲示が張り出されている。JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札の一部での職務乗車証等の利用について、あらたな制限を加える内容である。5月26日、幹事間で、この掲示内容についてある程度解明を行ったが、その内容も含め、あらためて下記の通り申し入れるので、誠意をもって対応

記

- 1. 職務乗車証等の利用について、あらたな制限を加える理由を具体的に明 らかにすること。
- IR東海労の調査によると5月26日現在、当該掲示物が張り出されて いる職場がある一方、張り出されていない職場もある。さらには社員一人 ひとりに配布し管理者が説明している職場があるなど社員に対する周知方 法は統一されていない。本社が指導している周知方法を明らかにすること。
- 出向している社員・専任社員、長期休暇や休職等で長期に職場に出ない 社員・出向社員に対する周知方法を明らかにすること。
- 4. 掲示によると、あらたな利用制限は 2010 年6月1日実施としている。 しかし、周知期間、周知方法、周知度合いからすると、実施は性急だと考える。少なくとも設備が整うまで実施時期を遅らせること。
- あらたな利用制限について説明を受けていない社員や、誤った利用(意 図的ではない)をした社員・専任社員に対する対応を明らかにすること。
- 6. 新たな制限が実施されると、他線から新幹線への乗換に大幅に時間がか かるケースが発生する。特に、モニター通勤者の通勤時間に影響が出ないように対策を講じること。

뱜 等に大幅な 時間がかか るケースが 発生するこ も考えられ ます。特に、 モニター通 勤者の通勤 時間に影 が出るこ が想定さ るため、 社に対策 じるこ を含め6項 目の申し入 れを行いま した。